



(施行規則第22条第1項)

岩国市指令平30環事第5-45号

一般廃棄物処分業許可証

住所 岩国市由宇町882番3

氏名 株式会社坊野興業

代表取締役 上原房雄

保管場所 岩国市由宇町882番3

平成30年2月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

平成30年4月1日

岩国市長 福田良彦



一般廃棄物の種類	固形状一般廃棄物(廃プラスチック類)
処分の方法	中間処理(圧縮・梱包)
主たる作業器材	減容圧縮梱包機1基
許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)並びにこれに関連する法令、条例及び指示命令事項を遵守すること。

- この許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに必ず提示しておくこと。
- 許可証の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。